五　前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第四項第三号に規定する補償金の額

第十条の十一の六第二項中「第十条の十一の二」を「第十条の十一の二第一項若しくは前条第一項」に改め、同条第三項中「第十条の十一の四第一項」の下に「（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

第十条の十一の六を第十条の十一の七とし、第十条の十一の五の次に次の一条を加える。

（森林所有者を確知することができない場合における要間伐森林の間伐）

第十条の十一の六　市町村の長が第百八十九条の規定により第十条の十第二項の規定による要間伐森林の森林所有者に対する通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得しようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものは、第百八十九条の規定によりその通知が当該森林所有者に到達したものとみなされた日から六月以内に、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該特定所有権及び特定使用権の取得に関し裁定を申請することができる。

2　第十条の十一の四第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「契約を締結すべき」とあるのは「特定所有権及び特定使用権を取得すべき」と、同項第一号中「前条第一項の意見書の内容その他の諸事情」とあるのは「当該要間伐森林に関する諸事情」と、同条第四項第三号中「対価の額」とあるのは「対価の額に相当する補償金の額」と、同条第五項第二号中「規定する額」とあるのは「規定する補償金の額」と読み替えるものとする。

3　都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての異議申立てに対する決定によってその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4　第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定について前項の規定による公告があったときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者は、当該要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得する。

5　第一項の裁定の申請をした者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を当該要間伐森林の森林所有者のために供託しなければならない。

6　前項の規定による補償金の供託は、当該要間伐森林の所在地の供託所にするものとする。

第十条の十二中「達成」を「作成及びその達成」に改め、「ときは、」の下に「都道府県知事又は」を加える。

第十条の十三第二項中「（同法第二条第二項に規定する分収育林契約をいう。）」を削る。

「第三節　森林施業計画」を「第三節　森林経営計画」に改める。

第十一条の見出しを「（森林経営計画）」に改め、同条第一項中「森林所有者等は、単独で又は共同して、」を「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつて」に、「森林につき」を「ものにつき、単独で又は共同して」に、「森林施業計画を」を「森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を」に、「当該森林施業計画」を「当該森林経営計画」に改め、同条第二項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項第一号中「森林施業の実施」を「森林の経営」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項

第十一条第四項中「森林施業計画の内容」を「森林経営計画の内容」に、「すべて」を「全て」に、「森林施業計画が」を「森林経営計画が」に改め、同項第一号及び第四号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

五　第二項第四号又は第七号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

六　当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

第十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。

第十一条に次の一項を加える。

6　市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条の見出しを「（森林経営計画の変更）」に改め、同条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「森林所有者等（）を「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（）に、「森林施業計画を」を「森林経営計画を」に改め、同項第一号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林所有者等でなくなつた」を「自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第一項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた」に改め、同条第二項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項から第六項まで」に、「同項」を「同条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第十三条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に、「もの。」を「もの」に改める。

第十四条の見出しを「（森林経営計画の遵守）」に改め、同条中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「の施業」を「の施業及び保護」に改める。

第十五条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、「につき」の下に「当該森林経営計画において定められている」を加える。

第十六条中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第十九条第一項中「森林施業計画の対象とする森林の所在地」を「森林経営計画の対象とする森林の所在地」に改め、同項第一号及び同条第二項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第四項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

4　認定森林所有者等のうち第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において火入れに関する事項を記載しているものは、第一項の規定にかかわらず、同項の市町村の長の許可を受けないで、農林水産省令で定めるところにより、当該火入れをすることができる。